

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」 令和2年1月17日告示

教育職員の時間外在校等時間 月 4 5 時間以内

※特別な事情がある場合は月 1 0 0 時間未満に限り可能。

→ただし，連続する複数月の平均時間外在校等時間80時間以内，
かつ時間外在校等時間45時間超えの月は年間 6 カ月以内。

【令和 6 年度における千葉県の場合】 令和 6 年11月実施「教員等の出退勤時刻調査」より

月あたりの時間外在校等時間が 4 5 時間を超える教諭等の割合

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
3 5 . 1 %	4 6 . 0 %	5 1 . 2 %	2 0 . 8 %	7 . 5 %

月あたりの時間外在校等時間

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
3 9 時間 2 0 分	5 1 時間 3 8 分	4 6 時間 2 9 分	3 3 時間 2 8 分	2 3 時間 5 3 分